

食育基本法及び食育推進基本計画に基づく食育の推進

○食育の取組は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき推進。食育基本法では、**食育の基本理念や方向性等**が示されており、食育推進基本計画では、状況等に応じた重点事項（課題）等を設定。

食育基本法

- ・ 食育は、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」もの。（略）生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎。
- ・ 国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、（略）地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与すること
- ・ 国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、（略）心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、（略）食育の推進に取り組んでいくこと

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の重点事項

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
 - ・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

第5次食育推進基本計画の重点事項の方向性（案）

第5次食育推進基本計画における重点事項の設定に向けて

（現状・課題）

- 改正食料・農業・農村基本法には、消費者の役割が規定され、食料・農業・農村基本計画には、学校等での食育の強化や「大人の食育」の推進等の食育の推進が位置づけられたところ。
- 第4次食育推進基本計画の目標の達成に向けては、改善が進んでいない事項も多く、また、取組主体によっては、食育の取組状況に差も見られるところ。このため、改めて、**国民運動として食育を実践**していく必要がある。
- そのような中で、特に以下のような課題が顕在化。
 1. 家庭や地域での**健全な食生活の実践が困難な場面の増加**
 2. 食の在り方の変化等に伴う**大人の食生活の乱れ**
 3. 国民の食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**

（重点事項の設定）

- 第5次食育推進基本計画では、今後5年間（令和8～12年度）、特に取り組むべき重点事項を以下の通り、設定してはどうか。
- 〈重点事項の方向性〉
 - (1) **学校等での食や農に関する学びの充実**
 - (2) **健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進**
 - (3) **国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大**
- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた気運の醸成等**を検討